

相続対策に必須の遺言 ～配偶者へ配偶者居住権を取得させるために「遺贈」する～ その9

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとしました。また、家庭裁判所の遺産分割審判によっても配偶者居住権を取得することができます。

配偶者が配偶者居住権を取得するためには、①被相続人の配偶者が被相続人の建物に相続開始の時に居住していたこと、②遺産分割又は遺贈等によって配偶者居住権を取得することの2つの要件を満たす必要があります。

※ 配偶者居住権は、遺言で設定することも可能ですが、配偶者居住権を記載した遺言は、平成32年4月1日以降にしか作成できません（附則10条2）。

相続人に対して財産を相続させようとする場合に、遺言書には「相続させる」と記載するのが基本です。しかし、配偶者居住権については、民法1028条①二において、「配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき」に取得すると規定されています。そのため、遺言書には配偶者に「遺贈する」と記載することについても留意しておかなければなりません。

これは、相続させる旨の遺言の場合、配偶者が配偶者居住権の取得を希望しないときにも、配偶者居住権の取得のみを拒絶することができず、相続放棄をするほかないこととなり、かえって配偶者の利益を害するおそれがあること等を考慮したものです。

（相続させる旨の遺言により、遺産の全部を対象として各遺産の帰属が決められ、その中で、「配偶者に配偶者居住権を相続させる」旨が記載されていた場合でも、配偶者居住権に関する部分については、遺贈の趣旨であると解するのが遺言者の合理的意思に合致するものと考えられます。）

また、被相続人は、その生前に配偶者との間で配偶者居住権を目的とする死因贈与契約を締結することもできます。民法1028条①各号には死因贈与は挙げられていませんが、死因贈与については、民法554条においてその性質に反しない限り遺贈に関する規定が準用されることから、民法1028条①各号に列挙されなかったに過ぎず、死因贈与による配偶者居住権の成立を否定する趣旨ではありません。

● 「相続させる」・「遺贈する」との主な相違点

	相続人以外の者		相続人
	特定遺贈	包括遺贈	
遺言書への記載方法	相続人以外の者へ財産を取得させる場合には「遺贈する」と書く。相続人以外の者へ「相続させる」とは書けない。また、「相続させる」旨の遺言がなされた場合、その所有権移転登記の登記原因は「遺贈」となる。		「相続させる」又は「遺贈する」のいずれの表記によることもできる。
放棄の手続き	特定遺贈はいつでも放棄することができる。 放棄の意思表示は、遺言執行者又は相続人全員に対して行う。	包括遺贈の放棄は自分のために包括遺贈があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に申述する必要がある。	相続の放棄は自分のために相続があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に申述する必要がある。 相続人が遺贈を放棄しても相続人としての地位は残る。
不動産の登記手続き	受遺者と、遺言執行者（遺言執行者の定めがない場合には、遺贈者の相続人全員）との共同申請により登記申請をしなければならない。このため、遺言執行者（または遺言執行者の定めがない場合には、遺贈者の相続人全員）の印鑑証明書、権利書等が必要となる。		「相続させる」と記載されている場合には、その不動産を相続する者が単独で登記申請できる。 「遺贈する」と記載されている場合には、受遺者と、遺言執行者（または遺言執行者の定めがない場合には、遺贈者の相続人全員）との共同申請により登記しなければならない。